

JIS

鋼製電線管

JIS C 8305 : 2019

(IEIEJ/JSA)

平成 31 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩 渕 幸 吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内 田 富 雄	一般財団法人日本規格協会
	江 崎 正	IEC/SMB 日本代表委員 (ソニー株式会社)
	酒 井 祐 之	一般社団法人電気学会
	住 谷 淳 吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田 中 一 彦	一般社団法人日本電機工業会
	橋 爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平 田 真 幸	IEC/CAB 日本代表委員 (富士ゼロックス株式会社)
	水 本 哲 弥	東京工業大学
	山 根 香 織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 27.3.8 改正：平成 31.3.20

官 報 公 示：平成 31.3.20

原 案 作 成 者：一般社団法人電気設備学会

(〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-9-6 堀留ゼネラルビル TEL 03-6206-2720)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 一般要求事項	2
5 試験に関する一般注意事項	2
6 種類及び要求事項	2
7 表示	2
8 寸法及び質量	2
9 構造	4
10 機械的特性	4
11 外的影響	5
附属書 A (規定) 電線管ねじ	6
解 説	13

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電気設備学会（IEIEJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 8305:1999** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 32 年 3 月 19 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS C 8305:1999** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

鋼製電線管

Rigid steel conduits

1 適用範囲

この規格は、交流 1 000 V 及び／又は直流 1 500 V 以下の電気設備又は通信設備内の電線及び／又はケーブルを保護するために用いる鋼製電線管（以下、電線管ともいう。）の寸法、構造及び試験方法について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 8461-1:2012 電線管システム—第 1 部：通則

JIS C 8461-21:2019 電線管システム—第 21 部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項

JIS G 3132 鋼管用熱間圧延炭素鋼鋼帯

JIS G 3141 冷間圧延鋼板及び鋼帯

JIS Z 8401 数値の丸め方

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS C 8461-21 の箇条 3 によるほか、次による。

3.1

厚鋼電線管

金属製の電線管（JIS C 8461-21 の 3.101）、剛性（硬質）電線管（JIS C 8461-1 の 3.11）及びねじ付き電線管（JIS C 8461-1 の 3.15）の性能があり、表 2 に規定する厚さをもつ電線管で、附属書 A に規定する CTG のねじをもつもの。ただし、受渡当事者間の協定によって、製造工程でこの電線管ねじ工程を省略できる。

3.2

薄鋼電線管

金属製の電線管（JIS C 8461-21 の 3.101）、剛性（硬質）電線管（JIS C 8461-1 の 3.11）及びねじ付き電線管（JIS C 8461-1 の 3.15）の性能があり、表 3 に規定する厚さをもつ電線管で、附属書 A に規定する CTC のねじをもつもの。ただし、受渡当事者間の協定によって、製造工程でこの電線管ねじ工程を省略できる。

3.3

ねじなし電線管

金属製の電線管（JIS C 8461-21 の 3.101）、剛性（硬質）電線管（JIS C 8461-1 の 3.11）及びねじなし電線管（JIS C 8461-1 の 3.16）の性能があり、電線管の厚さが表 4 に規定する厚さをもち、電線管の両端に